

埼玉県カスハラ防止・安心職場づくり大賞 実施要綱

(趣旨)

第1条 カスタマーハラスメントの防止のため、就業者が安心して働くことができる就業環境や安定した事業活動を継続できる環境整備に取り組んでいる県内事業者及び事業者団体を表彰することで、事業者及び事業者団体の意欲を向上させるとともに、表彰式等を通じて受賞事例を広く周知し、もって他の事業者及び事業者団体の取組を促進するため、「埼玉県カスハラ防止・安心職場づくり大賞」表彰事業を実施する。

(表彰の対象等)

第2条 表彰は、前条の目的に資する取組を実施している事業者及び事業者団体に対して行うものとし、表彰の部門は事業者を対象とする「事業者部門」、事業者団体を対象とする「事業者団体部門」の2部門とする。

(表彰の種類)

第3条 県は、表彰に対し応募のあった事業者及び事業者団体の中から、優良な取組を行っている事業者及び事業者団体に対して、次の賞を授与する。

- (1) 大賞 事業者部門・事業者団体部門 各1件
- (2) 奨励賞 若干数

(表彰の贈呈)

第4条 受賞者には賞状及び副賞を贈るものとする。

(審査委員会)

第5条 第3条の受賞者を選考するため、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会での選考は、書類審査とする。
- 3 審査委員会の運営に必要な事項は別に定める。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者は審査委員会の選考を経て、知事が決定する。

(表彰候補者の募集)

第7条 県は、カスタマーハラスメント防止に積極的に取り組む事業者及び事業者団体からの応募により表彰候補者を募る。

(応募要件)

第8条 表彰候補者の応募要件は、次のとおりとする。

- (1) 埼玉県内に事業所等がある事業者又は埼玉県内に事業所等がある事業者団体であること。
- (2) 埼玉県カスタマーハラスメント防止条例に基づく努力義務について実施済又は実施予定であること（基本方針の作成・公表は実施済であることを必須とする。）。
- (3) 労働関係法令に関する重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上、表彰するに相応しくないと判断される問題を起こしていないこと。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月13日から施行する。